

## 【指定検査機関】

# 熊本県浄化槽協会の活動等と熊本県の生活排水処理状況

公益社団法人熊本県浄化槽協会  
法定検査部長 野村 龍美

## 【くまもとの水】

熊本県は、九州の中央に位置し、東に阿蘇山・九州山地を有し、そこを源流とする菊池川、球磨川等の大小の河川、西に有明海・八代海、天草の島々が存する雄大な自然環境の中で、豊かで多様な水環境に恵まれ、水道用水の8割を地下水で賄っている。熊本の豊富な水は、県民の生活と産業を支えており、“水は県民の宝”となっている。この豊かな水環境を将来にわたり保全していくのは、私たち県民の責務で、熊本県浄化槽協会の目的でもある。

## 【熊本県浄化槽協会概要】

- ①昭和49年6月 社団法人熊本県浄化槽協会設立
- ②昭和61年3月 浄化槽法第57条に基づき熊本県知事が指定検査機関として指定
- ③平成21年10月 公益社団法人熊本県浄化槽協会移行認定
  - 会員は、浄化槽の製造、工事、維持管理を行う事業所等で構成  
(平成27年4月1日現在の会員数は271名)
  - 主な事業
    - ・公益目的事業（浄化槽法第7条及び11条に規定する浄化槽の水質に関する検査）
    - ・収益事業等（機能保証登録申請受付、単独処理浄化槽転換助成事業等）

## 【熊本県における浄化槽整備事業概要】

### 1. 生活排水処理対策について

#### (1) 汚水処理施設整備状況

県では、「くまもと生活排水処理構想2011」に基づき、市町村とともに地域特性に応じた汚水処理施設整備を進めている。平成25年度末汚水処理人口普及率は、83.7%（全国平均88.9%：全国26位）である。未普及率は16.3%で、生活雑排水を未処理のまま河川等へ放流し、水環境に負荷を与えている。

表1 汚水処理施設の整備状況

| 年度   | 住民基本台帳<br>人口(千人) | 汚水処理<br>人口(千人) | 汚水処理<br>人口普及率 | 施設別普及率 |      |       |       |
|------|------------------|----------------|---------------|--------|------|-------|-------|
|      |                  |                |               | 下水道    | 集落排水 | コミプラ  | 浄化槽   |
| 平成23 | 1,822            | 1,476          | 81.0%         | 63.5%  | 4.2% | 0.03% | 13.3% |
| 平成24 | 1,825            | 1,500          | 82.2%         | 64.2%  | 4.2% | 0.03% | 13.7% |
| 平成25 | 1,818            | 1,521          | 83.7%         | 65.6%  | 4.2% | 0.03% | 13.9% |

出典：熊本県の汚水処理普及人口（熊本県下水環境課）

## (2) 汚水適正処理率

県では、独自に下水道等の集合処理施設に接続し使用している人口と、法定検査を受検し適正管理されている浄化槽を使用している人口との和を汚水適正処理人口と呼び、これを住民基本台帳人口で除した値を、汚水適正処理率としている。

平成 25 年度末での、汚水処理人口と汚水適正処理人口の差は、約 17 万人である。

表 2 汚水処理適正率

| 年度    | 汚水適正処理人口<br>(千人) |                  |                        | 汚水適正処理率 |
|-------|------------------|------------------|------------------------|---------|
|       |                  | 下水道等接続人口<br>(千人) | 法定検査受検浄化<br>槽使用人口 (千人) |         |
| 平成 23 | 1,318            | 1,114            | 204                    | 72.3%   |
| 平成 24 | 1,331            | 1,129            | 202                    | 72.9%   |
| 平成 25 | 1,350            | 1,148            | 202                    | 74.3%   |

出典；H26 年度 地域別連絡会議（熊本県下水環境課）

## (3) 「新しくまもと生活排水処理構想（仮称）」の策定について

現在、国の『持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて』の通知に基づき、県及び市町村は、効率的な手法による未普及対策の早期概成及び持続可能な運営管理を基本方針とする「新しくまもと生活排水処理構想（仮称）」を策定中である。

## 2. 熊本県における浄化槽整備事業について

### (1) 浄化槽の設置基数の推移

熊本県における浄化槽の設置基数は、平成 25 年度末において、137,483 基で、うち合併処理浄化槽が 74,957 基（54.5%）と過半数を超えているが、約 62,000 基の単独処理浄化槽が存在している。

課題としては、未普及率が 16.3%で、特に熊本県においては、汚水処理施設未普及地域が、人口散在地域あるいは中山間地域であることや、単独処理浄化槽が約 62,000 基あることから、個別処理施設である浄化槽による整備が有効であり、合併処理浄化槽への転換・設置を促進する必要がある。

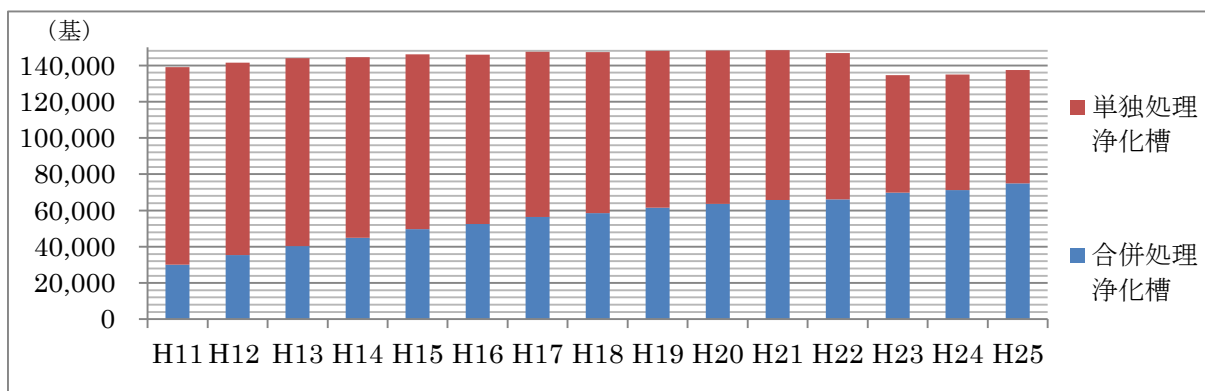


図 1 浄化槽設置基数の推移

表3 浄化槽設置基数(詳細)

(単位:基)

| 年度          | H11     | H12     | H13     | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    |
|-------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合併処理<br>浄化槽 | 30,016  | 35,444  | 40,395  | 44,926 | 49,694 | 52,479 | 56,395 | 58,525 | 61,613 | 63,708 | 65,792 | 66,063 | 69,804 | 71,289 | 74,957 |
| 単独処理<br>浄化槽 | 108,966 | 106,114 | 103,620 | 99,635 | 96,425 | 93,377 | 91,167 | 88,900 | 86,488 | 84,488 | 82,679 | 80,703 | 64,780 | 63,747 | 62,526 |

出典:H26年度浄化槽技術講習会(熊本県下水道環境課)

(2) 熊本県の浄化槽整備事業

○県の浄化槽整備の方針

- ・設置義務のある合併処理浄化槽新設に対する補助を見直し、単独処理浄化槽又はくみ取り便所からの転換に重点的に投資する。
- ・適正な維持管理が確実に行われる市町村設置型については、国の助成制度とは別に県独自で推進する。

○平成27年度熊本県の浄化槽整備事業に係る助成制度

・浄化槽整備事業(個人設置型)

市町村が浄化槽を設置する者に対して助成を行う場合に、設置費用の4割のうち1/3を助成する。また、単独処理浄化槽からの転換の場合、撤去費について9万円を限度に補助を行う場合1/3を助成する。

| 設置者負担(6割)    | ← 浄化槽整備事業補助対象範囲(4割) → |          |            |
|--------------|-----------------------|----------|------------|
|              | 国<br>1/3              | 県<br>1/3 | 市町村<br>1/3 |
| 5人槽の例: 約50万円 | 約11万円                 | 約11万円    | 約11万円      |

※ 予算の範囲内で単独処理浄化槽又はくみ取り便所からの転換について優先的に配分し、新設補助(合併処理浄化槽更新分含む)については、残りの予算の範囲内で対応する。

「単独処理浄化槽から  
の転換の場合上乘せ」

| 単独浄化槽撤去分(9万円まで) |       |         |
|-----------------|-------|---------|
| 国 1/3           | 県 1/3 | 市町村 1/3 |

・合併処理浄化槽整備促進事業(個人設置型)

単独処理浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換した場合、浄化槽整備事業の4割補助に加えて、浄化槽の設置に要する経費の2割に相当する額を基準額として市町村が助成する場合にその1/2を助成する。

| 設置者負担(4割)    | 当該事業補助対象範囲(2割) |            | ← 浄化槽整備事業補助対象範囲(4割) → |          |            |
|--------------|----------------|------------|-----------------------|----------|------------|
|              | 県<br>1/2       | 市町村<br>1/2 | 国<br>1/3              | 県<br>1/3 | 市町村<br>1/3 |
| 5人槽の例: 約34万円 | 約8万円           | 約8万円       | 約11万円                 | 約11万円    | 約11万円      |

・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型):

浄化槽を整備する市町村に対して、翌年度に事業費の6.5%を交付。

| 受益者負担<br>1/10<br>(3/30) | 市町村(下水道事業債)   |                                  |                   | 国<br>1/3<br>(10/30)<br>※10戸以上/年 |
|-------------------------|---------------|----------------------------------|-------------------|---------------------------------|
|                         | (当年度)         | (後年度負担)                          |                   |                                 |
|                         | 17/30 (56.6%) | 交付税<br>(元利償還金の50%)<br>→事業費の28.3% | 県<br>事業費の<br>6.5% | 市町村<br>事業費の<br>21.8%            |

- ・市町村設置型浄化槽整備促進事業（市町村設置型）：10戸未満／年  
現在の国の助成要件である年間10戸以上の整備基数を確保できず国の助成が受けられない場合に、国の助成相当額の1/2を県が助成し、市町村設置型浄化槽の整備を推進することを目的とする。（翌年度に事業費の6.5%を交付。）

|                             |   |                   |                      |          |            |
|-----------------------------|---|-------------------|----------------------|----------|------------|
| 受益者<br>負担<br>1/10<br>(3/30) | 市町村（下水道事業債）                                 |                   |                      | 県<br>1/6 | 市町村<br>1/6 |
|                             | (当年度)<br>17/30 (56.6%)                      |                   |                      |          |            |
|                             | (後年度負担)<br>交付税<br>(元利償還金の50%)<br>→事業費の28.3% | 県<br>事業費の<br>6.5% | 市町村<br>事業費の<br>21.8% |          |            |

### 3. 市町村の浄化槽整備（設置）等に対する助成制度

市町村では、国の浄化槽市町村設置整備事業（個人設置型）と浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）等を活用し浄化槽の整備が推進されているところである。

また、市町村によっては独自に浄化槽の設置促進また単独処理浄化槽の転換促進を図るために、個人設置型に上乗せ補助等を実施している。

平成26年度の市町村独自の補助例については、以下のとおり。

#### ①浄化槽の設置に対する補助

- ・公共下水道事業等の計画区域から除外した区域に、通常の設置整備事業補助に上乗せして一律30万円（限度額）の補助。
- ・下水道区域内の浄化槽設置者（国補助金対象外）に対し、国補助金と同額の補助金を交付。

#### ②単独処理浄化槽又はくみ取り便所からの転換に対する補助

- ・くみ取り便所からの転換に20万円、単独浄化槽からの転換に10万円上乗せ補助。
- ・転換する場合、申請者が65歳以上又は要介護認定等の条件を満たせば5人槽で10万円、施工業者が市内に事業所がある等の条件を満たせば5人槽で10万円、両方満たせば5人槽で20万円の補助金の加算。

#### ③単独処理浄化槽の撤去に対する補助

- ・単独処理浄化槽からの転換の場合、撤去費用として一律10万円の上乗せ補助。
- ・単独処理浄化槽又は合併処理浄化槽から市町村設置型への転換時には、浄化槽の処分費を全額補助。

## 【法定検査について】

### 1. 熊本県における法定検査の実施状況

#### (1) 7条検査

7条検査については、平成18年度までは年間5,000基以上の検査基数であったが、平成19年度から減少し、平成26年度は2,707基である。

平成26年度の7条検査の結果、不適正は10件であり、原因は、配管等の工事関係が7件、保守点検関係が3件である。

熊本県では、7条検査手数料の払込受付証明書及び浄化槽法第7条・第11条検査依頼書が、浄化槽の設置届出に添付することとなっている（設置届出書と法第7条・11条検査依頼書が複写式）。7条検査の検査率は実質100%である。

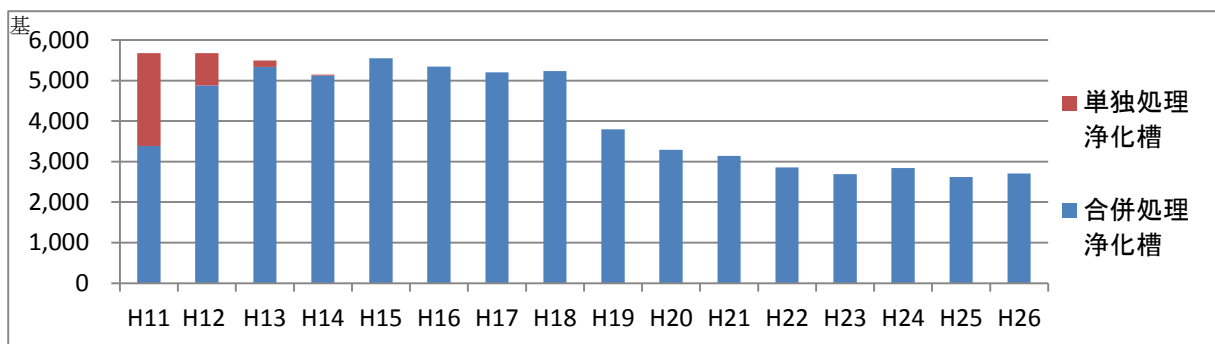


図2 7条検査基数

表4 平成26年度7条検査結果

| 検査基数  | 判定結果内訳       |            |          |
|-------|--------------|------------|----------|
|       | 適正           | おおむね適正     | 不適正      |
| 2,707 | 2,393(88.4%) | 304(11.2%) | 10(0.4%) |

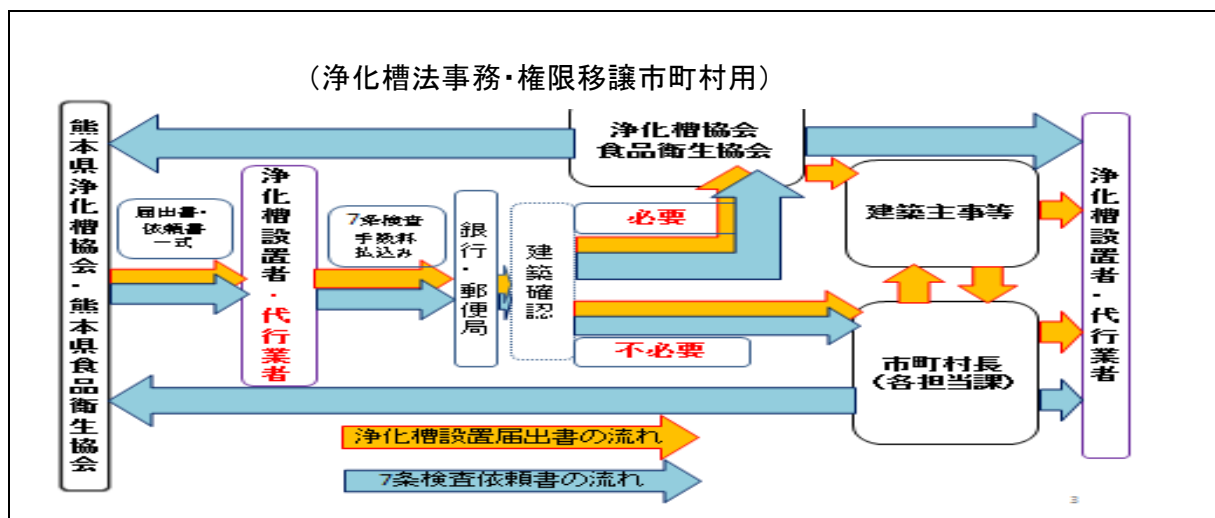


図3 浄化槽設置届出書及び7条及び11検査依頼書手続（フロー）

(2) 11条検査

平成26年度の11条検査は、検査対象133,791基に対し83,929基検査を実施し、検査率62.7%である。合併処理浄化槽は、検査基数58,187基、検査率79.7%、単独処理浄化槽は、検査基数25,742基、検査率42.3%である。

11条検査の結果、不適正は2,235件で、原因は、配管等の工事関係25件、漏水等の構造関係101件、保守点検・清掃関係2,105件、BOD等使用関係4件である。

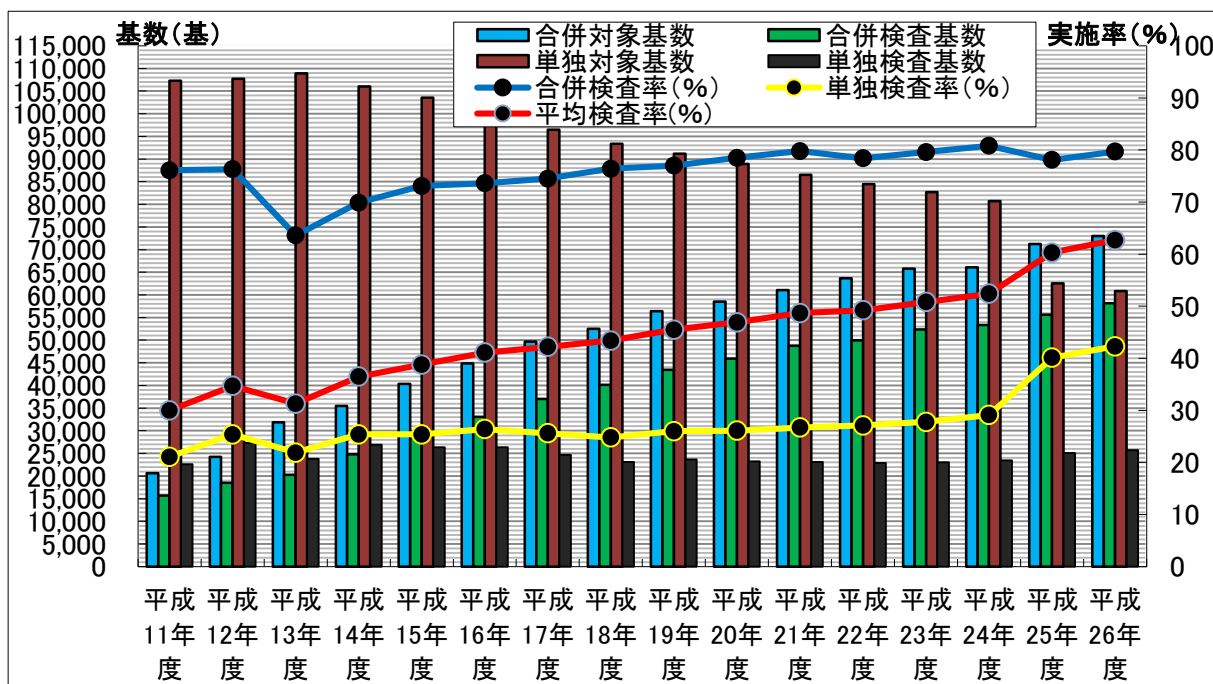


図4 11条検査基数及び検査率（合併及び単独処理浄化槽別）の推移

表5 11条検査基数及び検査率（詳細）

| 年度   | 平成11年度   | 平成12年度  | 平成13年度  | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |         |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合併処理 | 合併対象基数   | 20,608  | 24,244  | 31,835  | 35,459  | 40,371  | 44,890  | 49,691  | 52,479  | 56,395  | 58,524  | 61,091  | 63,710  | 65,792  | 66,063  | 71,261  | 72,978  |
|      | 合併検査基数   | 15,683  | 18,498  | 20,247  | 24,786  | 29,511  | 33,043  | 37,020  | 40,105  | 43,433  | 45,930  | 48,743  | 49,970  | 52,376  | 53,373  | 55,623  | 58,187  |
|      | 合併検査率(%) | 76.1    | 76.3    | 63.6    | 69.9    | 73.1    | 73.6    | 74.5    | 76.4    | 77      | 78.5    | 79.8    | 78.4    | 79.6    | 80.8    | 78.1    | 79.7    |
| 単独処理 | 単独対象基数   | 107,251 | 107,722 | 108,893 | 105,991 | 103,541 | 99,606  | 96,456  | 93,377  | 91,167  | 88,900  | 86,535  | 84,488  | 82,679  | 80,703  | 62,526  | 60,813  |
|      | 単独検査基数   | 22,630  | 27,329  | 23,801  | 26,900  | 26,327  | 26,345  | 24,654  | 23,136  | 23,677  | 23,225  | 23,105  | 22,882  | 23,007  | 23,492  | 25,052  | 25,742  |
|      | 単独検査率(%) | 21.1    | 25.4    | 21.9    | 25.4    | 25.4    | 26.4    | 25.6    | 24.8    | 26      | 26.1    | 26.7    | 27.1    | 27.8    | 29.1    | 40.1    | 42.3    |
| 全体   | 対象基数     | 127,859 | 131,966 | 140,728 | 141,450 | 143,912 | 144,496 | 146,147 | 145,856 | 147,562 | 147,424 | 147,626 | 148,198 | 148,471 | 146,766 | 133,787 | 133,791 |
|      | 検査基数     | 38,313  | 45,827  | 44,048  | 51,686  | 55,838  | 59,388  | 61,674  | 63,241  | 67,110  | 69,155  | 71,848  | 72,852  | 75,383  | 76,865  | 80,675  | 83,929  |
|      | 平均検査率(%) | 30      | 34.7    | 31.3    | 36.5    | 38.8    | 41.1    | 42.2    | 43.4    | 45.5    | 46.9    | 48.7    | 49.2    | 50.8    | 52.4    | 60.3    | 62.7    |

※各基数の単位は基

表6 平成26年度11条検査結果表

| 検査基数(基) | 判定結果内訳        |               |              |             |
|---------|---------------|---------------|--------------|-------------|
|         | 適正            | おおむね適正        | 不適正          |             |
| 83,929  | 70,103(83.5%) | 11,591(13.8%) | 2,235(2.7%)  |             |
| 合併      | 58,187        | 49,183(84.5%) | 7,628(13.1%) | 1,376(2.4%) |
| 単独      | 25,742        | 20,920(81.3%) | 3,963(15.4%) | 859(3.3%)   |

## 2. 受検率向上について

### (1) 熊本県における 11 条検査方式（BODの毎年実施）

○平成 13 年度から熊本方式として BOD を導入。

51 人槽以上の浄化槽を毎年、50 人槽以下の浄化槽を 5 年に 4 回実施。（51 人槽以上は平成 9 年度から BOD を実施）

検査手数料：合併処理浄化槽 5 人槽から 10 人槽 3,800 円

○平成 26 年度から全ての 11 条検査において BOD を毎年実施。

### (2) 平成 26 年度の 11 条検査の受検率向上対策について

#### ①検査員による現場訪問

・平成 26 年度約 91,500 基の浄化槽を訪問し、83,929 基の 11 条検査を実施

#### ②受検勧奨

・市町村等と連携・協力(対策会議等の開催)し、約 20,000 件に受検勧奨文書を送付する等し、2,600 件を検査した。

#### ③維持管理業界との連携・協力

・受検勧奨における周知  
・検査依頼代行及び集金等の協力 11,438 件

#### ④未受検者対策の強化（拒否者等）

・検査拒否者（480 件）については、県、市町村に行政指導を要請  
・検査拒否者に対し、個別訪問する等粘り強い受検勧奨を行った。

### (3) 課題及び対策

#### ①未受検浄化槽（管理者）の把握

○熊本県台帳管理システムの精度向上

・法令に基づく浄化槽管理者変更、廃止等の確実な届出  
・法定検査未実施浄化槽の浄化槽情報の精査

○検査対象浄化槽の明確化

・空家等及び下水道接続予定等浄化槽の法定検査上の取扱

#### ②11 条検査の周知啓発

・各種イベント等を活用  
・市町村広報誌等の活用  
・補助金交付時の活用

#### ③受検勧奨等

・市町村、保健所と連携した未受検者に対する受検勧奨の取組み  
・補助金交付浄化槽の検査の完全実施に向けた取組み  
・未受検者に対する浄化槽法に基づく指導等

#### ④単独処理浄化槽に対する 11 条検査の取組み（受検及び合併処理浄化槽への転換）

## 【熊本県浄化槽台帳管理システムについて】

### (1) 浄化槽台帳管理システムの構築の目的

浄化槽の設置、廃止、変更等の情報を一元的に入力管理できる体制を整え、生活排水対策の推進、また法定検査の受検率の向上を図り浄化槽の適正な維持管理を確保することを目的として台帳システムを構築し運用している。

### (2) 浄化槽台帳管理システム構築の経緯

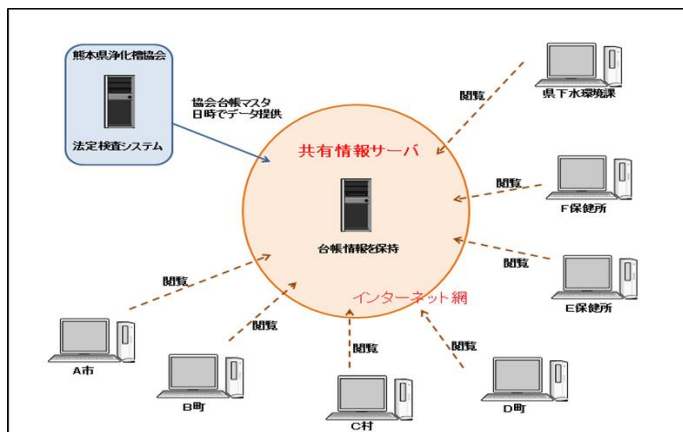
#### ①浄化槽設置基数等実態調査

平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間かけて、県(保健所)、市町村及び指定検査機関が把握している浄化槽設置に係るデータ 159,520 件について浄化槽の有無等の現地調査(県内 44 市町村(熊本市を除く))を行いデータ整理。

#### ②浄化槽台帳管理システムデータ

当協会が法定検査のデータを管理・運用している法定検査システムとリンクさせ、設置、廃止、変更及び法定検査結果等の情報を一元的に入力、管理できるものとした。

### (3) 浄化槽台帳管理システムの運用



- ・インターネットを使用し、県、市町村は閲覧、データ出力のみ行える。
- ・県、市町村からの情報の変更は、浄化槽協会が書き換える。

### (4) 浄化槽台帳管理システムの活用・成果

#### ○保健所・市町村

- ・浄化槽情報の検索、みなし浄化槽の把握など生活排水処理施設の普及の向上に利用。
- ・法定検査の未受検者等を確認し、受検指導や改善通知等に活用。
- ・環境省の浄化槽行政組織等調査の回答書類作成において、容易にかつ事務量軽減が図られている。

#### ○協会

- ・浄化槽情報が正確に把握でき、文書発送等が的確に行え、受検率の向上及び協会の信頼性の向上が図られている。
- ・市町村等と浄化槽情報を同時同一に可視でき、浄化槽管理者等への苦情対応等が的確にできている。



## 【啓発活動について】

当協会では、広報啓発活動を推進するために、総合啓発計画を策定し、次の7つの視点ごとに相互に連携を取りながら取り組んでいる。

<視点>

<啓発活動>

- ①行政機関との連携・・・市町村広報誌、設置者講習会、県台帳システムの活用等
- ②広報活動・・・環境フェアへの参加、環境学習の開催、会報誌の発行等
- ③各種会議の開催・・・地域別連絡会議、浄化槽技術講習会、浄化槽フォーラム等
- ④企業奉仕・・・水環境保全活動支援事業、インターンシップ、河川の清掃等
- ⑤住民サービス・・・環境情報の提供等
- ⑥情報の発信・・・ホームページの活用、新聞掲載等
- ⑦効果測定・・・アンケート調査等

### (1)「環境学習」について

「環境学習」は、次世代を担う子供たちに水環境の保全の必要性や、浄化槽の水環境の保全に果たす役割を学んでもらうこと。また、学んだことを大人たちへ情報発信してもらうことを目的としている。

熊本県が作成したマンガの「きれいな水でイキイキライフ」、協会のホームページにも掲載している、「じょうかそう☆キッズ」のパワーポイントを使用して浄化槽の「役割」「仕組み」「クイズ」等を学習したあとに、浄化槽の模型を使って、浄化槽の仕組み説明や顕微鏡を使用しての微生物の観察など、子供たちが興味を持てるような授業を行っている。

これまでに開催した「環境学習」は、以下のとおりです。

平成24年度 県内の小学4年生を対象に実施

平成25年度 県南の小学5・6年生及び中学1年生を対象に実施

平成26年度 県南の小学5・6年生及び中学1年生を対象に実施

#### ●学習風景

\*じょうかそう☆キッズのパワーポイントを使用して浄化槽の「役割」「仕組み」「クイズ」等の学習風景

#### ●顕微鏡での微生物観察

\*浄化槽より採取した微生物を顕微鏡を使用し観察している風景



## ●水の消毒実験

\* 消毒された水を試薬を使い  
実験している風景



## ●使用した教材



### (2)「環境イベント」について

「環境イベント」では、各自治体又は団体が実施する水環境保全に関する各種イベントに参加し、浄化槽の模型、パネルの展示及びチラシ、パンフレットの配布を行っている。

また、クイズや顕微鏡を使用しての微生物の観察など、子供たちが興味を持てるようなイベント、来場者との対話に心がけ、生活排水処理に果たす浄化槽の役割及び維持管理の重要性等について周知を行っている。

併せて、来場者から当協会及び浄化槽についての周知・啓発状況等の認知度調査も実施している。

「環境イベント」参加状況は、以下のとおりです。

○平成 26 年度 県、市町村等開催の各種イベント参加状況：9 イベント

- ・名称：「くまもと環境フェア 2014」（熊本市主催） 来場者：約 17,000 人
- ・名称：「第 3 回氷川ダムかき殻まつり」（次世代のためにがんばろ会主催）  
来場者： 約 500 人
- ・名称：「こうさ環境フェア 2014」（甲佐町主催） 来場者： 約 140 人
- ・名称：「総ぐるみくまもと環境フェア」（熊本県主催） 来場者： 約 7,000 人
- ・名称：「こうし市エコまつり」（合志市主催） 来場者： 約 2,000 人
- ・名称：「第 37 回錦町ふるさと祭り」（錦町主催） 来場者： 約 500 人
- ・名称：「第 6 回みなまた産業団地まつり」（水俣市主催） 来場者： 約 1,000 人
- ・名称：「玉東町ふれあいフェスタ」（玉東町主催） 来場者： 約 600 人
- ・名称：「あらお環境フェスタ」（荒尾市主催） 来場者： 約 150 人

○平成 24 年度 県、市町村等開催の各種イベント参加状況：6 イベント (18,500 人)

○平成 25 年度 県、市町村等開催の各種イベント参加状況：8 イベント (29,030 人)

## 【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業について】

### 1. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業

#### (1) 転換助成事業の目的

当協会では、熊本県の豊富な地下水や河川環境等の水環境の保全を図ることを目的に、合併処理浄化槽に比べ汚濁負荷が高い単独処理浄化槽の転換を促すため、「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業」を平成24年10月から、実施している。

#### (2) 転換助成事業実施のポイント

##### ①「助成額」

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換が進むような助成金額に設定し、事業開始年度は、1件あたりの助成額を5万円とし40件（会員会費が原資、計2百万円）とした。

また、1会員あたりの年間申請数を2件に限定した。（平成26年度から3件に変更）

##### ②「会員が工事した物件であること」

当協会は公益社団法人であるため、当該事業を「相互扶助事業」（その他の事業）と位置づけ、新たに公益認定等委員会に事業追加の認定申請を行った。

#### (3) 周知方法

- ・ 転換助成用チラシの配布
- ・ 地元新聞への広告掲載
- ・ 協会ホームページへの掲載（本日現在の申請数を毎日更新）
- ・ 市町村訪問等

### 2. 転換助成事業の実施状況

#### (1) 各年度の予算額（件数）及び助成件数

| 年度   | 1件あたりの助成額 | 予定件数 | 助成数  |
|------|-----------|------|------|
| 平成24 | 50,000円   | 40件  | 14件  |
| 平成25 | 50,000円   | 40件  | 39件  |
| 平成26 | 50,000円   | 40件  | 40件  |
| 平成27 | 50,000円   | 30件  | 30件  |
| 計    | —         | 150件 | 123件 |

#### (2) 転換助成事業の成果

転換助成事業は本年度で4年目の事業となりこれまで合計123件（一部設置中あり）の単独処理浄化槽の転換に助成を行った。

熊本県及び市町村では、これまでの間、「単独処理浄化槽の撤去費の助成」のみであった転換に関する補助も市町村独自の上乗せ補助が実施されるなどの単独処理浄化槽への転換に向けた補助等の拡充が見られるようになった。